

Weekly Report

第692号
令和5年4月3日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

本年4月から適用開始となる主な税制

成立した令和5年度税制改正等により4月(又は1月)から適用される主な税制は、次のとおりです。

◎中小企業向け設備投資減税の見直し……中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制の対象からコインランドリー業(主要な事業でもあるものを除く)の用に供する設備を除外します。

◎先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例の創設……市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の機械装置等を取得した場合に固定資産税を3年間1/2(一定の賃上げ表明をした場合は最大5年間2/3)軽減する措置を創設します。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し……免税店において免税購入できる対象者が見直され、外国籍の非居住者については「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者等に限定されます。

◎低未利用土地等の譲渡に係る特別控除の見直し(※本年1月以後の譲渡に適用)……個人が低額な

一定の低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除について、①市街化区域等にある土地等は譲渡価額の要件を800万円以下に引上げる、②譲渡後の利用要件に係る用途からコインパーキングを除外します。

◎教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し……①贈与者が亡くなり相続税の課税価格が5億円超の場合、受贈者が23歳未満等でも教育資金として使われなかった残額は相続財産に加算する、②契約終了した場合の残額に課される贈与税は受贈者の年齢に関係なく一般税率を適用します。

◎その他……*スタートアップ企業への再投資に係る非課税措置の創設、*研究開発税制の見直し、など。

相続土地国庫帰属制度の審査手数料は
相続等によって取得した土地を、法務大臣の承認を受けることで国に引き取ってもらえる「相続土地国庫帰属制度」が今月27日から始まります。

本制度を利用するためには相続等によって土地の所有権を取得した方が、その土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局(本局)に帰属の承認申請を行います。申請の際には審査手数料が必要となります。その審査手数料は土地一筆当たり1万4千円に決まりました。

なお、申請書に審査手数料額に相当する額の収入印紙を貼って納付し、納付後に申請を取り下げた場合や承認されなかった場合でも、手数料の返還はされません。

★★★4月チェックポイント★★★

※協会けんぽの3月分(4月納付分)から都道府県で異なる健康保険料率が改定され、介護保険料率は全国一律で1.82%に上げられます。

※雇用保険料率は0.2%上げられます。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出」は、4月17日(月)までに1月提出した市町村に。

※月60時間を超える時間外労働に対する50%以上の割増賃金率が中小企業にも適用されます。